

地域建設業経営強化融資制度について

国は、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、従来の下請セーフティネット債務保証に加え、「地域建設業経営強化融資制度」を創設し、平成20年11月4日から施行しています。

本市においても当該融資制度を導入し、平成30年12月から実施しておりますが、国の制度延長に伴い、延長することとしましたのでお知らせいたします。

制度の概要は、下記のとおりです。

1 制度の目的

中小・中堅建設業者(以下「建設業者」という。)が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含めて流動化を促進することにより、建設業者の金融の円滑化を推進することを目的とする。

2 対象となる建設業者

本市の公共工事を受注・施工している建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下)

3 対象となる工事

市が発注する建設工事とする。ただし、次の工事は除くものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の工事を除く。
 - イ 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ロ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ハ 債務負担行為に係る工事又は次年度に繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾依頼時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事。この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。
- (3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 契約規則第9条第1項及び執行規則第16条第1項の規定に基づく調査基準価格を下回る入札を行った者と契約した工事
- (5) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

4 手続の流れ(フロー図参照)

(1)本市から公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を宮城県建設業協同組合又は一定の民間事業者*(以下「宮城県建設業協同組合等」という。)に譲渡

*本市の融資制度に係る債権譲渡先

名称	所在地
宮城県建設業協同組合	宮城県仙台市青葉区支倉町2番 48 号
北保証サービス株式会社	北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地
株式会社建設経営サービス	東京都中央区築地5丁目5番 12 号
株式会社建設総合サービス	大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号

(2)宮城県建設業協同組合等は、工事請負代金債権を担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達する(転貸融資)。(一財)建設業振興基金は、当該資金調達に対して 100%債務保証を行う。

(3)保証事業会社の保証により、出来高を超える部分について金融機関から建設業者に対し融資を実施。

(4)宮城県建設業協同組合等及び保証事業会社は、工事完成後、市から支払われた工事請負代金から、宮城県建設業協同組合等の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

【融資額の算定例】

(前提条件)

- ①請負金額 1億円
- ②前払金 4,000 万円(40%)
- ③工事出来高 70%
- ④契約保証額 1,000 万円(10%)
- ⑤借入金(宮城県建設業協同組合等からの転貸融資+金融機関からの融資)5,000 万円

(宮城県建設業協同組合等からの転貸融資)

融資金額 1,800 万円(1億円×70%−4,000 万円−1,000 万円×1)×90%(掛け目*2)

*1 工事請負契約により生じる市の請求権に基づく金額(違約金等)

*2 掛け目は融資元の判断による。

(金融機関からの融資)

融資金額 3,200 万円(5,000 万円−1,800 万円)

* 融資額は、金融機関の審査を経て決定される。

(工事完成の場合の工事残代金の精算)

A. 工事残代金額 6,000 万円(1億円−4,000 万円)

B. 違約金充当額 0 円

①本市による宮城県建設業協同組合等への支払額 6,000 万円(A−B)

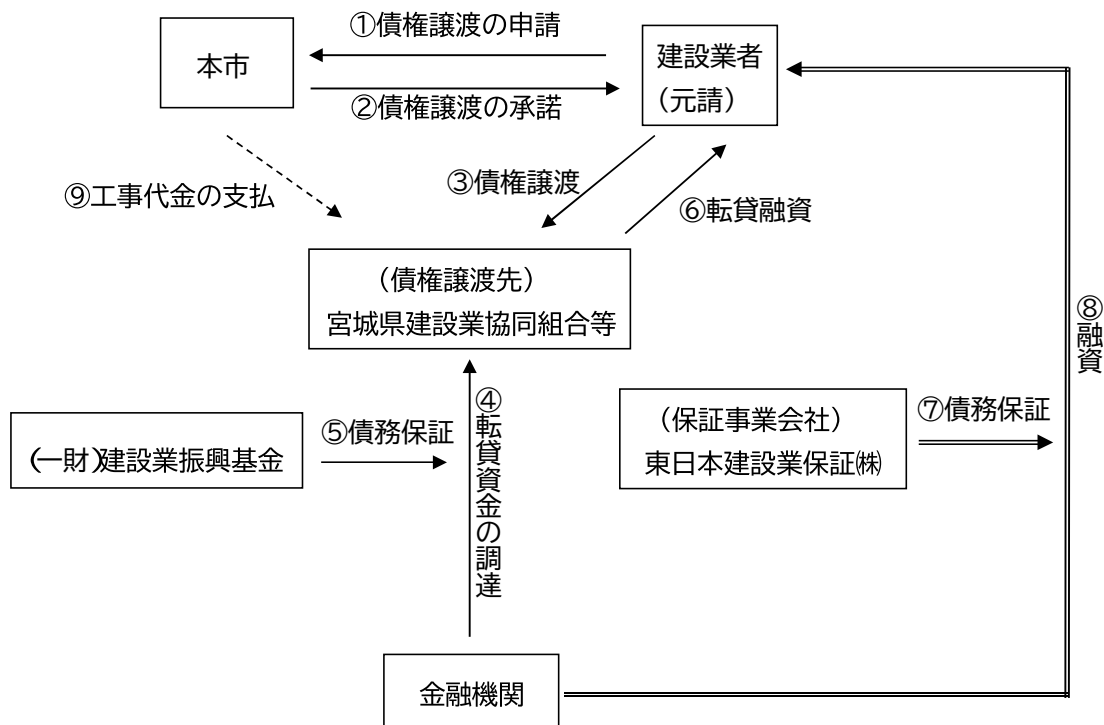
②宮城県建設業協同組合等による転貸融資への充当額 1,800 万円

③宮城県建設業協同組合等による保証事業会社への支払金額 4,200 万円(①−②)

④保証事業会社による金融機関への返済額 3,200 万円

⑤保証事業会社による建設業者への支払額 1,000 万円

(地域建設業経営強化融資制度フロー図)



*①～⑥ 宮城県建設業協同組合等からの転貸融資(工事出来高の範囲内)

*⑦～⑧ 金融機関からの融資(出来高を超える部分)

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない)

6 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る債権譲渡は、宮城県建設業協同組合等の建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償権を担保するものであって、宮城県建設業協同組合等及び保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

7 実施時期

本制度は、令和3年5月から、当面、令和13年3月末まで実施する。